

庄内町育英資金の申込書類について

庄内町育英資金の申込書類を提出する際にはとくに以下のことについて注意してください。

書 類	内 容
①育英資金貸付願書 (様式第1号)	<p>表面と裏面がありますので、記入漏れ、押印漏れのないようにしてください。</p> <p>町ホームページからダウンロードする際には、必ず<u>両面印刷</u>してください。</p> <p>本人の押印は表面と裏面それぞれ1か所です。父母の押印は表面1か所です。裏面には本人の記名押印をお願いします。</p> <p>入学時の貸付希望金額は希望者のみ記入ください。但し高校や高専は除きます。</p> <p>家族構成記入欄の年齢や学校や学年は、4/2 現在です。したがって、申し込む時(たとえば3月)に弟が「中学2年生」と「中学3年生」と書くことになります。</p> <p>4/2 現在で本人以外に庄内町育英資金を借りている方や返還している方が家族にいる場合は家族構成の備考欄に記載願います。また、重度心身障害者の方がいる場合も記載願います。</p>
②家族の平成30年分の源泉徴収票の写又は確定申告書の写等	<p>家族で収入がある方全員の、平成30年分の収入がわかるものの写しを提出願います。高校生のアルバイトなど一時的な収入は不要です。また、年金収入も不要とします。</p>
③出身校又は在学校の長の推薦書(様式指定なし)	<p>申込者が在学している学校の先生にお願いして受け取ってください。学校側がよくわからないときは、教育委員会の担当係まで連絡するよう先生に伝えてください。こちらで学校側に直接回答します。</p>
④学校長(これに準ずる者を含む)の証明のある最近の学業成績書(様式指定なし)	
⑤在学証明書又は合格通知書の写し	<p>申込みの際には大学から送付される<u>合格通知書</u>や<u>入学許可書の写し</u>(<u>在学中の方は在学証明書の原本</u>)を添付してください。</p> <p>後日、<u>貸付を受ける際には在学証明書の原本</u>が必要になります。</p> <p>合格発表日等の都合により、合格通知書の写しの提出が遅れる場合は、上記①から④の書類を先に提出してから、後日提出してもかまいません。ただし、担当係までその旨連絡願います。</p>

※平成31年3月18日(月) 必着です

担当：庄内町教育課教育総務係(56-2214)

育英資金の借入れを申し込まれる前にお読みください。

借入れを申し込まれる方は、以下のことをご了解の上でお申し込み願います。

- ①借り入れできる方は、庄内町に住所を有し、町税等の滞納がない方の子で、学資の支弁が困難と認められる学生、生徒です。また在学中でも対象となります。なお、借り入れ中に本人や家族に町税等の滞納があったり、学資の支弁が困難でなくなれば、借り入れが取り消されます。
- ②借り入れが許可されると、決定通知と一緒に、借りるために必要な書類が送られます。その中にある「誓約書」では、2人の保証人を立てる必要があります。1人は父母でかまいませんが、1人は家族以外でなければなりません。また、2人とも町税等の滞納がない方でなければなりません。この他在学証明書の原本も必要になります。
- ③借り入れを受けられる期間は、在学する大学や学校等の正規の修業期間中です。長期休学または退学した場合、大学院に入る場合などは借り入れできません。
- ④入学時の一時金の貸付は、月額分とは別枠であり、年度初めに一括して借り入れられる制度で1人50万円以内の希望制です。但し高校や高専は除きます。また、大学等でも在学学生は借り入れできません。申込み者多数で予算額を超える場合は、一時金貸付額を減額し調整させていただきます。
- ⑤卒業などで借入期間が終了すると返還が始まります。返還期間は借入期間に3年を加えた期間内ですが、返還方法は年賦、半年賦または月賦で返還しなければなりません。また、返還が開始する際にも②同様に保証人が必要になります。

◆返還するときのシミュレーション◆

例)平成31年4月から4年制大学に入学する際に、入学時500,000円と、月額43,000円を借り入れて、4年後卒業した場合。

●貸付期間／平成31年4月から平成35年3月まで(4年間)

●貸付金額の計算

月額43,000円×48ヶ月(4年間)＝	2,064,000円
入学時500,000円＝	500,000円
合計	2,564,000円

●返還期間／平成35年4月から平成42年3月まで(借入期間4年間＋3年＝返還期間7年間)

●返還方法を月賦とした場合

2,564,000円÷84月(7年)＝30,523.80…円

→最初の月を32,500円とすれば、残りの83月は30,500円となります。

※同封の庄内町育英資金貸付基金条例(抄)と同条例施行規則(抄)もご覧ください。